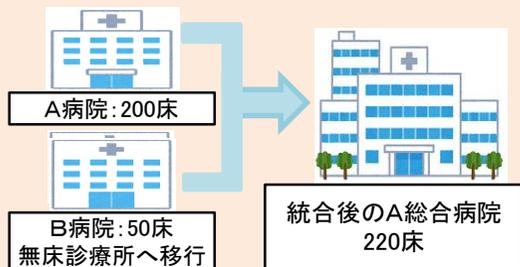


再編計画の認定について

1. 再編計画認定までのプロセス

再編統合を検討している複数医療機関



①再編計画を策定



③調整会議で協議し、合意

②地域医療構想調整会議に諮る

④厚生労働省へ再編計画を提出
(都道府県を経由)

地域医療構想調整会議 (各都道府県)

・提出された再編計画について、当該構想区域における2025年の必要病床数と整合性がとれているものであるか協議を行う。



・各都道府県は、地域医療構想調整会議において、再編計画の内容を確認するものとする。



⑤再編計画の認定

厚生労働大臣 (厚生労働省)

・提出された再編計画について、所定の要件を満たすものであるか確認を行い、適当であると認められる場合は認定を行う。

・再編計画の認定に当たっては、必要に応じて関係都道府県の意見を聴収する。

厚生労働省



⑥再編計画を認定した旨を
都道府県へ通知

2. 再編計画について

<再編計画に記載する事項>

- ・再編の事業の対象とする医療機関に関する事項
- ・再編の事業の実施時期
- ・再編の事業の内容 (再編前後の病床数及び病床機能等)
- ・再編事業を実施するために必要な資金、不動産に関する事項

<大臣の認定を受けた際に受けることができる支援>

- ・当該計画に基づき取得した不動産に対する税制優遇措置 (登録免許税)